

吹田市開発事業の手續等に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 中規模等開発事業 中規模開発行為、中規模建築行為、位置指定道路築造行為、対象工作物築造行為、<u>対象宅地造成行為</u>及び私道（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号、第3号若しくは第5号又は同条第2項に規定する道路に該当するものに限る。）を変更し、又は廃止する行為をいう。</p> <p>(5) } -----略-----</p> <p>(8) }</p> <p>(9) <u>対象宅地造成行為</u> 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の許可又は同法第15条第1項の協議を要する<u>宅地造成</u>をいう。</p> <p>(10) 事業区域 大規模開発事業、中規模開発行為、中規模建築行為又は<u>対象宅地造成行為</u>に関する次に掲げる区域をいう。</p> <p>ア } -----略-----</p> <p>イ }</p> <p>ウ <u>対象宅地造成行為</u>にあつては、<u>宅地造成</u>をする土地の区域</p> <p>(11) } -----略-----</p> <p>(12) }</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 中規模等開発事業 中規模開発行為、中規模建築行為、位置指定道路築造行為、対象工作物築造行為、<u>対象宅地造成等行為</u>及び私道（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号、第3号若しくは第5号又は同条第2項に規定する道路に該当するものに限る。）を変更し、又は廃止する行為をいう。</p> <p>(5) } -----略-----</p> <p>(8) }</p> <p>(9) <u>対象宅地造成等行為</u> 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の許可又は同法第15条第1項の協議を要する<u>宅地造成等</u>をいう。</p> <p>(10) 事業区域 大規模開発事業、中規模開発行為、中規模建築行為又は<u>対象宅地造成等行為</u>に関する次に掲げる区域をいう。</p> <p>ア } -----略-----</p> <p>イ }</p> <p>ウ <u>対象宅地造成等行為</u>にあつては、<u>宅地造成等</u>をする土地の区域</p> <p>(11) } -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>(13) } 5 } (19) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(事前協議の承認)</p> <p>第19条 -----略-----</p> <p><u>2 大規模事前協議承認申請書には、事業区域内の土地の所有者の同意書を添付しなければならない。ただし、市長は、構想届出書の提出の際に当該者の同意書の添付があった場合は、当該書類の添付を省略させることができる。</u></p> <p>3 中規模等開発事業者は、中規模等開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等をする前に、中規模等開発事業事前協議承認申請書（以下「中規模等事前協議承認申請書」という。）を市長に提出した上で、次章に定める開発事業の基準等に関する事項について協議し、承認を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、開発事業の内容が次章に定める開発事業の基準等及び吹田市景観まちづくり条例（平成20年吹田市条例第24号）その他の法令等に適合することを確認するまでの間は、第1項又は前項の承認をしないものとする。</p> <p>5 市長は、大規模建築行為又は中規模建築行為の目的である中高層建築物の建築に係る紛争について、吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例第6条第1項若しくは第2項のあっせん又は同条例第8条第1項の調停の手続が継続している間は、第1項又は第3項の承認をしないものとする。</p> <p>(事前協議承認通知書の交付)</p> <p>第20条 市長は、前条第1項又は第3項の承認をしたときは、大規模事前協議承認通知書又は中規模等事前協議承認通知書（以下「事前協議承認通知書」という。）を開発事業者に交付しなければならない。</p>	<p>(12) } 5 } (19) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(事前協議の承認)</p> <p>第19条 -----略-----</p> <p>2 中規模等開発事業者は、中規模等開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等をする前に、中規模等開発事業事前協議承認申請書（以下「中規模等事前協議承認申請書」という。）を市長に提出した上で、次章に定める開発事業の基準等に関する事項について協議し、承認を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、開発事業の内容が次章に定める開発事業の基準等及び吹田市景観まちづくり条例（平成20年吹田市条例第24号）その他の法令等に適合することを確認するまでの間は、第1項又は前項の承認をしないものとする。</p> <p>4 市長は、大規模建築行為又は中規模建築行為の目的である中高層建築物の建築に係る紛争について、吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例第6条第1項若しくは第2項のあっせん又は同条例第8条第1項の調停の手続が継続している間は、第1項又は第2項の承認をしないものとする。</p> <p>(事前協議承認通知書の交付)</p> <p>第20条 市長は、前条第1項又は第2項の承認をしたときは、大規模事前協議承認通知書又は中規模等事前協議承認通知書（以下「事前協議承認通知書」という。）を開発事業者に交付しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>(道路の整備等)</p> <p>第30条 } -----略-----</p> <p>2 }</p> <p>3 事業区域内の道路、築造する位置指定道路及び前項の規定により新設し、又は改良する道路の構造等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>4 -----略-----</p>	<p>(道路の整備等)</p> <p>第30条 } -----略-----</p> <p>2 }</p> <p>3 事業区域内の道路（<u>建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされるもの（以下この項において「2項道路」という。）を含む。</u>）、築造する位置指定道路、築造する擁壁（<u>高さが2メートルを超えるものに限る。</u>）に面する2項道路及び前項の規定により新設し、又は改良する道路の構造等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>4 -----略-----</p>